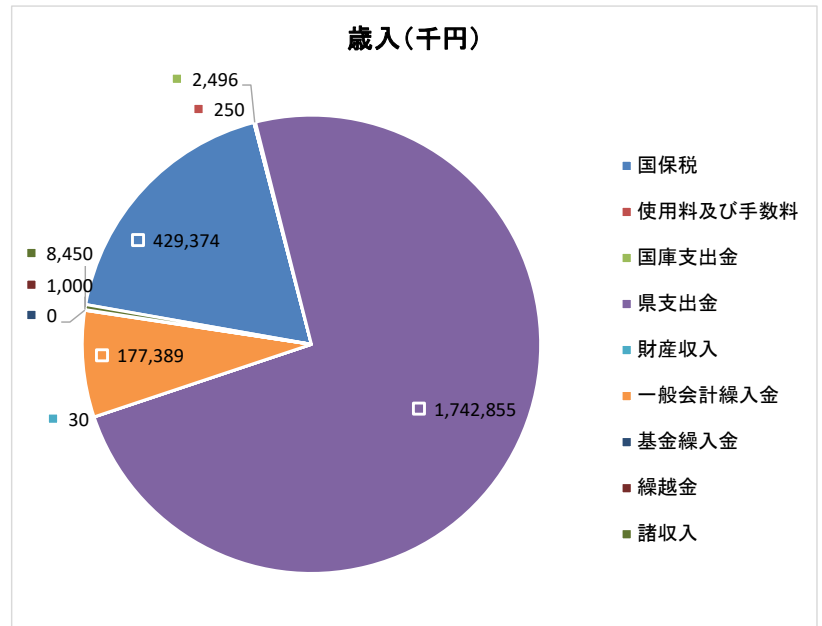


## 令和2年度 国民健康保険特別会計予算 【概要】

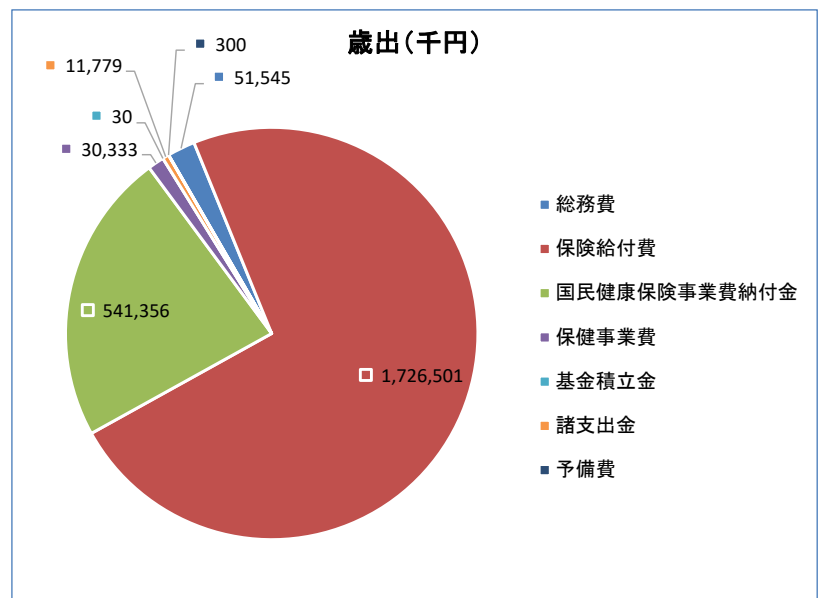
## 【歳入】

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
国保税	429,374	18.18
使用料及び手数料	250	0.01
国庫支出金	2,496	0.11
県支出金	1,742,855	73.79
財産収入	30	0.00
一般会計繰入金	177,389	7.51
基金繰入金	0	0.00
繰越金	1,000	0.04
諸収入	8,450	0.36
合 計	2,361,844	100.00



## 【歳出】

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
総務費	51,545	2.18
保険給付費	1,726,501	73.10
国民健康保険事業費納付金	541,356	22.92
保健事業費	30,333	1.28
基金積立金	30	0.00
諸支出金	11,779	0.50
予備費	300	0.01
合 計	2,361,844	100.00



国民健康保険特別会計 令和2年度当初予算の概要【歳入】

内 容		当初予算額 (単位:千円)	説 明	
国保税		429,374	国保事業に要する費用に充てられるための徴収金です。 ※H30決算445,949千円、R1決算見込み488,168千円	
一般分		429,291	(一般被保険者分)	
	医療(現年)	261,189	徴収金のうち医療給付に充てられるものです。	
	介護(現年)	35,848	徴収金のうち介護納付金に充てられるものです。対象：第2号被保険者(40歳～65歳未満)	
	後期(現年)	125,104	徴収金のうち後期高齢者支援金に充てられるものです。	
	医療(過年)	4,070	前年度までに納付されなかった国保税分です。(滞納繰越分)	
	介護(過年)	1,090		
	後期(過年)	1,990		
	退職分		83	<p>●退職者医療制度：サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、その医療費の負担は主として国庫と他の一般被保険者に依存することになり、その緩和策として昭和59年10月に創設された制度です。この制度は被保険者の医療費の一部を被保険者保険等の拠出金から賄う点が最大の特色です。この制度は前期高齢者医療制度の発足とともに新規適用が停止され、最後の適用者が65歳に達する平成26年度をもって廃止されています。</p> <p>●退職被保険者：国保の被保険者であって、65歳未満の方、原則として被用者年金の老齢(退職)年金の受給権者〔通算老齢(退職)年金にあって加入期間が20年以上又は40歳10年以上の者〕が対象となります。障害年金等の受給者で老齢(退職)年金の受給権を有している者も含まれます。</p>
		医療(現年)	40	
		介護(現年)	20	
後期(現年)		20		
医療(過年)		1		
介護(過年)		1		
後期(過年)	1			
使用料及び手数料	督促手数料	250	督促状送付に伴うものです。(1件100円)	
国庫支出金		2,496		
国庫補助金	災害臨時特例補助金	1	東日本大震災に伴う被保険者に対する保険税及び一部負担金の免除措置に係るものです。	
	国民健康保険制度関係係務事業費補助金	2,495	国保システム改修費用に係る国庫補助金です。	
県支出金		1,742,855		
県補助金	保険給付費等交付金(普通)※	1,718,720	市が支出する保険給付に対する交付金です。任意給付(出産・葬祭・結核等)分は除きます。	
	保険給付費等交付金(特別)※	24,135	市町村での保健事業関係等に対する交付金です。 【保険者努力支援、特定健診負担金、都道府県繰入金(2号)】	
財産収入	基金利子	30		
繰入金		177,389		
一般会計繰入金	保険基盤(保険税分)	68,741	●保険基盤安定制度：低所得者を対象とした保険料(税)軽減相当額を国、県、市が公費で補填する制度です。国(1/2)、県(1/4)負担金は、保険基盤安定負担金として一般会計に交付されます。	
	保険基盤(保険者分)	42,858		
	人件費	33,614	国民健康保険(賦課・徴収・資格・給付)関係職員に係る費用です。	
	出産一時金	4,480	出産一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです。支出分×2/3	
	財政安定化	27,696	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです。	
	計	177,389	※法定繰入分といわれるものです。	
基金繰入金		0	国民健康保険基金を取り崩し繰り入れるものです。令和元年度末残高 50,165千円	
繰越金		1,000	前年度会計からの繰越金です。(令和元年見込み6,831千円)	
諸収入		8,450		
延滞金		1,850	国保税に係るものです。	
	雑入(第三者、返納金、指定公費等)	6,600		
合 計		2,361,844		

国民健康保険特別会計 令和2年度当初予算の概要【歳出】

内 容	当初予算額 (単位：千円)	説 明
総務費	51,545	国民健康保険事業の運営に係る費用です。
総務管理費	47,353	
一般職給与	33,614	国民健康保険（賦課・徴収・資格・給付）関係職員に係る費用です。
会計年度任用職員給与費	2,064	会計年度任用職員報酬等（庶務課算定額）※資格・給付関係
一般管理事業	9,436	事業の運営に係る一般管理費用です。
適正受診対策	1,149	医療費適正化のためのレセプト点検費用です。
連合会負担金	1,090	国保連合会への業務委託のための負担金です。
徴税費	3,764	
徴税事務費	3,764	国民健康保険税の徴収事務に係る費用です。
運営協議会事務費	428	国保運営協議会に係る費用です。（委員報酬など）
保険給付費	1,726,501	保険給付に係る支出金の合計です。※○のものは費用を県からの補助金（普通交付金）で賄います。
療養諸費	1,497,956	療養の給付について保険者として負担する額です。
○ 一般療養給付費	1,475,350	療養費用（医療・薬剤等）の保険給付です。
○ 退職療養給付費	692	
○ 一般療養費	16,405	柔道整復師、補装具の費用などの保険給付です。
○ 退職療養費	30	
○ 審査支払手数料	5,479	レセプト審査に係る費用です。※審査は国保連合会
高額療養費	220,603	
○ 一般高額療養費	220,193	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
○ 退職高額療養費	300	
○ 一般高額介護合算	100	世帯内の国保加入者について、1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
○ 退職高額介護合算	10	
出産育児一時金	6,720	被保険者の出産に対して給付するものです。1件当たり404,000円（産科医療保障制度に加入している医療機関等で出産した場合420,000円）
葬祭費	1,050	被保険者の死亡に伴い給付するものです。1件当たり30,000円
○ 移送費	161	緊急的に入院、転院の必要性があつて移送された場合に給付するものです。
結核給付金	11	被保険者が結核による療養の給付を受けた場合に被保険者が負担する額を給付するものです。
国民健康保険事業費納付金	541,356	【H30からの制度改正に伴い県に納付するものです。】 県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除き、市町村ごとに医療給付分、後期支援分、介護納付分について納付金額を決定します。市町村ごとの所得水準と被保険者数・世帯数により配分され医療費水準を反映させます。
一般医療給付費分	360,594	
退職医療給付費分	0	
一般後期支援分	132,506	
退職後期支援分	0	
介護納付金分	48,256	
保健事業	30,333	
特定健診等	15,926	特定健診・特定保健指導に係る費用です。対象者：40～74歳
健康増進プログラム	897	医療費抑制のための健康増進、寝たきり予防の推進に関する費用です。
人間ドック	13,510	人間ドック受診に対する助成です。 対象者：35歳以上 補助金額：日帰り20,000円 1泊2日25,000円 5歳毎の節目30,000円
基金積立金	30	
諸支出金	11,779	
保険税還付金	2,010	保険税還付金に充てるものです。
還付加算金	110	保険税の還付加算金に充てるものです。
指定公費負担返還金	30	高齢受給者（70～74歳）に係る医療費について特例措置（2割→1割）が取られています。特例分（1割）については国が負担するものですが、過誤等があった場合に返還するものです。
保険給付費等交付償還金	6,000	保険給付費交付金の前年度精算に伴う返還金です。
保険事業費納付償還金	3,629	事業費納付金（退職被保険者分）の平成30年度精算に伴う返還金です
予備費	300	決算では0。
合 計	2,361,844	